

住み慣れた地域で支え合いながらいきいきと暮らせるまちづくり

常滑市

高齢者福祉サービス ガイドBOOK



医療と介護の連携で高齢者の在宅生活を支えます

誰もが住み慣れた地域や自宅で、いつまでも安心して暮らしたいと思っています。今後も高齢化が進み、さまざまなサポートを必要とする人が増えていくなか、医療分野や介護分野の連携をはじめとした地域ぐるみのネットワークづくりが進んでいます。

自分が暮らしている地域の在宅医療や介護サービスを知り、必要に応じて上手に活用していきましょう。

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

家族の介護の手を休ませたいときなどは？

有料老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

家庭での介護環境を整えたいときは？

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

こんなサービスがあります！

- 訪問介護 P9
- 訪問型サービス P15
- 訪問入浴介護 P9

- 訪問リハビリテーション P9
- 訪問看護 P9
- 居宅療養管理指導 P9

- 通所介護 P9
- 通所型サービス P15
- 通所リハビリテーション P9
- 認知症対応型通所介護 P14
- 地域密着型通所介護 P14

- 通所介護 P9
- 通所型サービス P15
- 通所リハビリテーション P9
- 短期入所生活介護 P10
- 短期入所療養介護 P10
- 認知症対応型通所介護 P14
- 地域密着型通所介護 P14

- 特定施設入居者生活介護 P10

- 福祉用具貸与 P10
- 特定福祉用具販売 P10
- 住宅改修費支給 P10

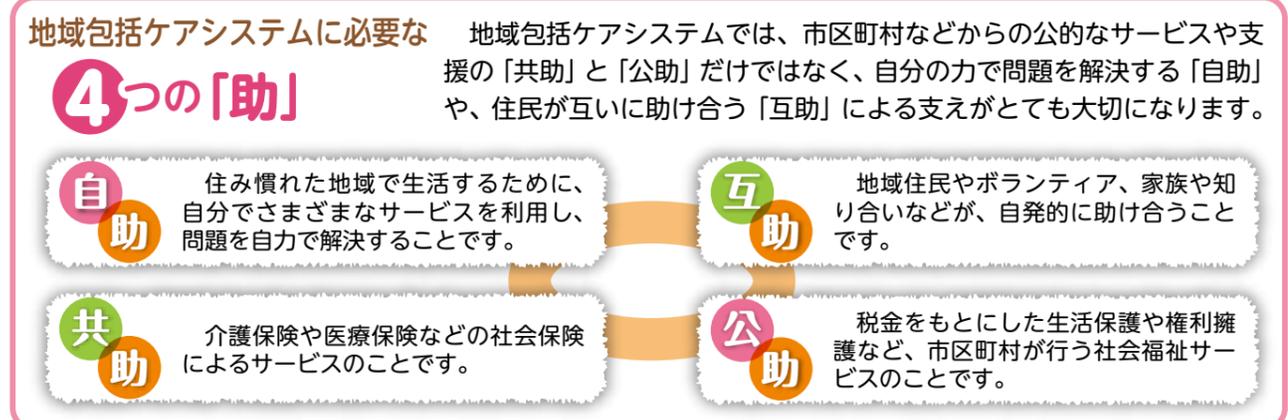
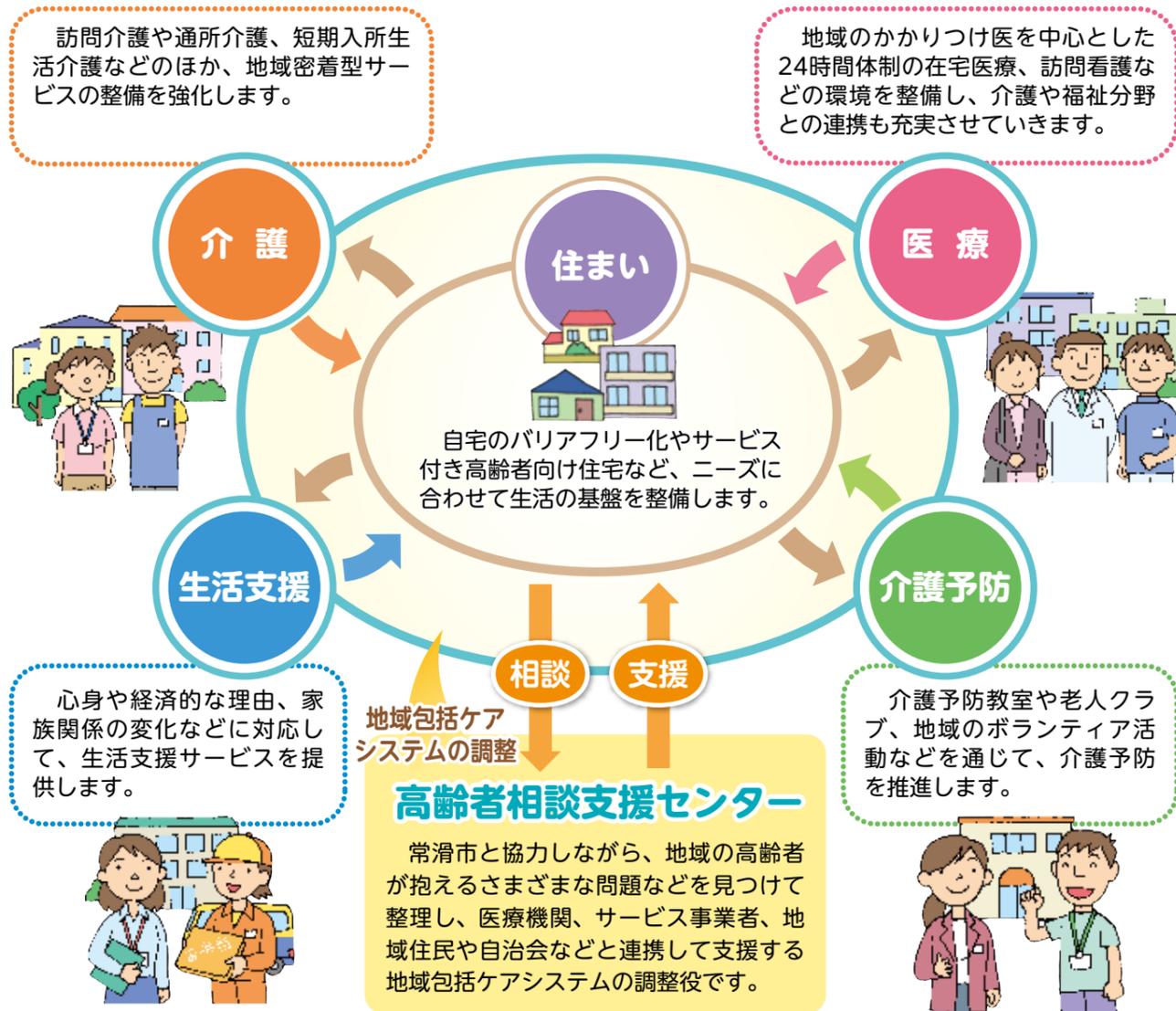
- 介護老人福祉施設 P11
- 介護老人保健施設 P11
- 介護医療院 P11

- 小規模多機能型居宅介護 P14

- 認知症対応型共同生活介護 P14
- 認知症対応型通所介護 P14

住み慣れた地域での暮らしを支える 「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要とされるサービスを切れ目なく提供していくことで、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、常滑市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険料を納めましょう

65歳以上の人の保険料は、常滑市の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。介護保険のサービスを受ける人や高齢者の人数の増減により変化するため、介護保険料は3年ごとに見直されます。

介護保険料の決まり方

基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。所得段階は本人と世帯の課税状況に応じて決められています。

$$\text{基準額 } 70,800\text{円 (年額)} = \frac{\text{市で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

令和6～8年度介護保険料(所得段階別)

令和6年4月から 介護保険料が決まりました。
★第1～3段階の保険料は公費により軽減されています。

所得段階	対象者	負担割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者		
	●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.285	20,170円
第2段階	市民税 非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	34,330円
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ×0.685	48,490円
第4段階	市民税 課税世帯で 本人非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	63,720円
第5段階 (基準段階)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 ×1.00	70,800円 (月額5,900円)
第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	84,960円
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	92,040円
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	106,200円
第9段階	市民税 本人課税 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	120,360円
第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	134,520円
第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	148,680円
第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	162,840円
第13段階	合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	169,920円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で決められています。市からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

特別徴収 老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人

- 保険料の年額を、年金支払い月(年6回)に分けて差し引きます。
- 老齢福祉年金、寡婦年金などは差し引きの対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

仮徴収

介護保険料は市民税の課税状況が確定したのちに正確な金額が決定します。そのため市民税額が確定していない4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。

本徴収

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた残りの額を、3回に分けて納めます。

年金が年額18万円以上でも普通徴収で納めることがあります

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に普通徴収で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- ほかの市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

普通徴収 老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の人

- 市から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

これらを持って市指定の金融機関または高齢介護課で手続きしてください。



保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

介護サービス費用の全額を利用者がいったん負担し、申請により後で保険給付分が支払われることがあります。

1年6か月以上滞納すると

介護サービス費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

2年以上滞納すると

利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。



納付が難しいときにはご相談を!

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免を受けられることがあります。納付が難しいときにはそのままにせず、まずは高齢介護課までご相談ください。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、高齢者相談支援センターや高齢介護課に相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 窓口で相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、高齢者相談支援センターや高齢介護課に相談しましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、高齢介護課に要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、高齢者相談支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証 (40~64歳の人の場合)

◆各種申請や届け出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

2 基本チェックリストを受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

3 調査と審査が行われます

● 認定調査

心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。



※全国共通の調査票が使われます。

● 一次判定 (コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとにコンピュータによる判定をします。

● 二次判定 (介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

主治医意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない人は、市が指定した医師の診断を受けます。

4 認定結果をお知らせします

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 2

要支援 1

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

2 要介護認定の申請へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

生活機能の低下がみられた

生活機能の低下がみられなかった

介護サービス (介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P9へ

介護予防サービス (予防給付)

を利用できます

高齢者相談支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。



P12へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

P15へ

介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス (身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など)
- 2 通所型サービス (機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど)

一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。



※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

介護保険サービスの利用者負担

サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部の負担（利用者負担割合）で利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

■利用者負担割合

3割	①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割負担以外の人で①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

- ※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- ※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口に申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は高齢者相談支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

■主な在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- 標準地域のもので（介護保険が負担する分も含んだ額です）。
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の支給限度額が設定されています。

介護サービス〈要介護1～5の人〉

令和6年4月から

利用者負担のめやすが変わりました。ただし、一部のサービスは6月からの変更です。

在宅サービス

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

●利用者負担のめやすは、1割負担の方のめやすを掲載しています。（負担割合によって金額は変わります。）このほかに、食費、居住費、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などが発生することがあります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	244円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	179円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	307円 （令和6年6月から308円）
----------------	------------------------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合（月2回まで）	514円 （令和6年6月から515円）
----------------	------------------------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（30分未満の場合）

訪問看護ステーションから訪問の場合	470円 （令和6年6月から471円）
病院または診療所から訪問の場合	398円 （令和6年6月から399円）

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。

●利用者負担のめやす ※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	658円～1,148円
-----------	-------------

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす ※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	757円～1,369円 （令和6年6月から762円～1,379円）
-----------	--------------------------------------

介護サービス〈要介護1～5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護5	884円	884円	987円

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす(車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり(工事をともなわないもの)	●	●	●
スロープ(工事をともなわないもの)★	●	●	●
歩行器★	●	●	●
歩行補助つえ★	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト(つり具を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません
×：原則利用できません(必要と認められれば利用できる場合があります)

令和6年4月から

★印のついた福祉用具のうち、**固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖は**、購入して利用することもできます。購入する場合は、特定(介護予防)福祉用具販売として利用します。利用方法の選択については、事業所にいる福祉用具専門相談員などの説明を受けて、よく検討しましょう。

※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

〔介護予防住宅改修費支給〕

住宅改修費を支給します。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて高齢介護課に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。常滑市では、利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは市が直接事業者を支払う「直接委任払い」も可能です。

特定福祉用具販売

申請が必要です

〔特定介護予防福祉用具販売〕

下記の福祉用具を購入したとき、購入費を支給します。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器

令和6年4月から

福祉用具貸与の対象用具のうち、**固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖は**購入して利用することもできます。

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて高齢介護課に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。常滑市では、利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは市が直接事業者を支払う「直接委任払い」も可能です。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1～要介護5	542円～813円
-----------	-----------

施設サービス

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。

★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などが発生することがあります。

在宅復帰を目指す

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要な人が入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を提供する施設です。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

介護と医療を一体的に

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

施設に入所した場合の利用者負担

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。

●基準費用額【施設における居住費等、食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)】

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

令和6年8月から 居住費の基準費用額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円【2,066円】	1,668円【1,728円】	1,668円【1,728円】 (1,171円【1,231円】)	377円【437円】 (855円【915円】)	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室と多床室は()内の金額となります。

低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人は、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護(介護予防)サービス費」として介護保険から給付されます。

●負担限度額【1日あたり】 令和6年8月から 居住費の負担限度額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	利用者負担内容	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円【880円】	490円【550円】	490円【550円】 (320円【380円】)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金)が80万円以下の人	820円【880円】	490円【550円】	490円【550円】 (420円【480円】)	370円【430円】	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金)が80万円超120万円以下の人	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】 (820円【880円】)	370円【430円】	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金)が120万円超の人	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】 (820円【880円】)	370円【430円】	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の利用者負担限度額は()内の金額となります。

※第1～3段階②に該当しない場合でも、特例的に第3段階②の区分が適用になる場合があります。詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護(介護予防)サービス費は支給されません。

- ①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税
- ②市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も市民税非課税)でも、預貯金等が一定額を超える
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
 - ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える
 - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える
 - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える

介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

介護予防サービス

令和6年4月から
利用者負担のめやすが変わりました。ただし、一部のサービスは6月からの変更です。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

●利用者負担のめやすは、1割負担の方のめやすを掲載しています。(負担割合によって金額は変わります。) このほかに、食費、居住費、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などが発生することがあります。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回 (20分以上行った場合)	307円 (令和6年6月から298円)
--------------------	------------------------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	514円 (令和6年6月から515円)
--------------------	------------------------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから訪問の場合	450円 (令和6年6月から451円)
病院または診療所から訪問の場合	381円 (令和6年6月から382円)

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	2,053円(令和6年6月から2,268円)
要支援 2	3,999円(令和6年6月から4,228円)

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援 1	183円
要支援 2	313円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451円	451円	529円
要支援 2	561円	561円	656円



介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579円	613円	624円
要支援 2	726円	774円	789円



介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶P10をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶P10をご覧ください

地域の特性に応じたサービス

※サービスの種類は市区町村により異なります。原則として他の市区町村のサービスは受けられません。

- ★利用者負担以外に、食費、居住費、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などが発生することがあります。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
}	}
要介護5	27,209円

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	600円	600円	682円
}	}	}	}
要介護5	887円	887円	971円

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人が対象の通所介護で、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合)

〈単独型の場合〉

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
}	}
要介護5	1,427円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

〈ユニット数1の場合〉

要支援2	761円
要介護1	765円
}	}
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
}	}
要介護5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、常滑市が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や掃除等）、身体介護（入浴や排泄の介助等）を行います。

	専門型訪問型サービス	訪問型サービスA
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 入浴・排泄・食事の介助や見守り 生活必需品の買い物（同行） 	<ul style="list-style-type: none"> 掃除や整理整頓 衣類の洗濯や整理 食事の準備や調理 生活必需品の買い物（代行） など
提供時間	20分～45分程度（ケアプランによる必要時間）	



通所型サービス

通所介護施設などで、生活機能を維持向上させるための体操や筋力トレーニング、食事、趣味などを通じた高齢者の集いの場を提供します。

	専門型通所型サービス	通所型サービスA
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上のための機能訓練 入浴 	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション 閉じこもり予防 運動 など
提供時間	3時間以上9時間未満の範囲でサービスを提供します。 (事業者ごとに異なります)	2時間以上4時間程度の範囲でサービスを提供します。 (事業者ごとに異なります)

一般介護予防事業

●閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

➡ **介護予防把握事業**

●地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

➡ **地域介護予防活動支援事業**

介護予防教室やサロンの情報はインターネットで公開しています。
(市ホームページから「介護事業者・医療機関情報提供システム」を検索)

●介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

➡ **介護予防普及啓発事業**

●介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが関与します。

➡ **地域リハビリテーション活動支援事業**

詳しくは高齢者相談支援センターまたは高齢介護課へお問い合わせください。

常滑市の高齢者在宅福祉サービス

常滑市では、高齢者の皆様に住み慣れた地域で安心して暮していただくために、さまざまな事業を行っています。詳細は高齢介護課（0569-47-6133）までお気軽にお問い合わせください。

サービス名	利用対象者	内 容	利用料等
配食サービス	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の高齢者並びに身体障がい者であって、老衰・疾病等で食事の調理が困難な方	月曜日～金曜日（祝日・盆・年末年始を除く）の夕食を、配達協力が自宅に配食するとともに、利用者の安否確認を行います。	1食 400円
家族介護用品支給事業	要介護4又は5の認定を受けている市民税非課税世帯の在宅高齢者を、介護している家族	紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品を月5,000円のクーポン券で支給します。	—
訪問理髪サービス	在宅で寝たきり（座位がとれないなど）のため理容店や美容院に出向くことが困難な高齢者	市内の協力理容店が、自宅を訪問し、調髪等のサービスを行います。（年4回以内）	1回 1,000円
寝具乾燥クリーニングサービス	おおむね65歳以上の高齢者世帯又はこれに準ずる身体障がい者世帯で、老衰、心身の障がい、疾病等で寝具の衛生管理が困難な方	寝具の乾燥クリーニングを行います。（年4回まで、1回あたり布団2枚、毛布2枚）	布団1枚 390円 毛布1枚 150円
外出支援サービス	次の各号のいずれにも該当する方 ①市民税非課税世帯に属する方 ②介護認定で要介護3～5又は身体障害者手帳1級～3級の方 ③屋外での移動時に車イスまたは担架を必要とする方及び人工透析のため通院の必要がある方 ④本人自身での移動又は家族による送迎が困難な方	車イス・ストレッチャー等での病院等外出時の送迎を援助します。 ※送迎範囲は市内に限ります。	無料
緊急通報サービス	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の高齢者並びに身体障がい者であって、緊急事態に機敏に行動することが困難な方	利用者宅に緊急通報装置を接続し、24時間以上生活反応がない場合または利用者が緊急通報ボタンを押した場合に、警備会社に通報が入り、警備員が利用者の安否確認に駆けつけます。	1ヶ月 500円
家具転倒防止支援事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者、または世帯全員が65歳以上で要介護状態の高齢者がいる市民税非課税世帯等で器具等の取り付けが困難な方	家具等を床、柱、壁等に固定するための器具等を支給します。一世帯につき一回とし、最高4箇所（補助額の範囲内）まで。	補助額（5,000円）までは無料

サービス名	利用対象者	内 容	利用料等
ひとり歩き高齢者家族支援サービス	「要支援」又は「要介護」の認定を受けた方又は、これらに相当すると判断される方で、行方不明となるおそれがある認知症の高齢者を介護している家族等	認知症高齢者が行方不明となった際、専用端末機を身に付けた高齢者の位置情報を、家族等がスマートフォンなどの端末で確認できます。	無料
高齢者みまもりステッカー利用支援事業	行方不明となるおそれがある認知症高齢者及びその家族等	認知症高齢者等の衣服や持ち物に貼り付けられる「みまもりステッカー」を配布します。行方不明になった際に、発見者がステッカーに記載のフリーダイヤルに電話をすると、家族などと直接連絡がとれます。 また家族などは「みまもりあいアプリ」（利用料無料）をダウンロードしている協力者へ、行方不明者の情報を発信し、検索を依頼できます。	初年：無料 2年目～：年額3,600円
福祉電話設置事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者並びに重度障がい者で、電話を保有しない市民税非課税世帯の方で電話による安否の確認が必要な方	福祉電話を設置し、電話料金の基本料金を助成します。	通話料金
高齢者サポーターの訪問	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯	地域社会との交流の少ない高齢者宅を高齢者サポーターが訪問します。	—
見守りキット（救急医療情報キット）配布事業	次の各号のいずれかに該当する方 ①65歳以上の方だけで生活している世帯の方 ②障がい者だけで生活している世帯の方 ③日中ひとりになってしまう65歳以上の方などで必要な方	救急医療情報を記入したシートを容器にいれ、ご家庭の冷蔵庫に保管し、緊急時に備えていただくものです。	無料
高齢者等ゴミ出し支援事業	世帯構成員のすべてが次のいずれかに該当し、かつ、常滑市に住所があり、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自動車等の交通用具が使用できず、自力でゴミを排出することが困難である世帯 ①要介護認定者（要介護1～5）で、介護サービスを利用している方 ②身体障がい者のうち肢体不自由（1・2級）で、居宅介護サービスを利用している方 ③身体障がい者のうち視覚障がい者（1・2級）で、居宅介護サービスを利用している方 ④知的障がい者（A判定）で、居宅介護サービスを利用している方 ⑤精神障がい者（1級）で、居宅介護サービスを利用している方	家庭のごみを集積場まで持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者の世帯に対して、週1回、市が自宅を訪問してもえるごみを収集します。	無料
成年後見制度利用促進事業	判断能力が低下して日常生活に支援が必要な方、またはその家族及び関係者	成年後見制度の利用をお考えの方に対して、制度の説明・利用の相談・申し立ての支援等を行います。 巡回相談日：毎月第4木曜日（要予約）13時30分～16時30分 場 所：常滑市役所 予約先：知多地域権利擁護相談支援センター 知多市緑町32-6 知多市福祉活動センター内 ☎0562-39-2663 ※知多地域権利擁護相談支援センターでも随時、ご相談に応じています。	無料

民間の在宅支援サービス

サービス名	事業所名・連絡先	活動日・内容等	費用
在宅支援	常滑市シルバー人材センター 神明町3-40 ☎ 89-7722 FAX 89-7706 ※月～金曜日 8:30～17:15	日曜大工、簡単なリフォーム	1時間 1,460円 ※事務費と材料費が別途必要。
		屋内、屋外の日常的な掃除	1回 2,120円 ※2時間以内の家事援助
		その他の作業 (お気軽にご相談ください)	お問い合わせください。
家事簡単な介護	NPO法人あかり 本町1-8 ☎ 35-4189 FAX 35-6862	原則、月～金曜日 9:00～17:00 “相互扶助の理念”に基づき、家事や簡単な介護をお手伝いする会です。援助内容、費用については、お気軽にご相談ください。	1,200円/時間 交通費100円 ※年会費3,000円が別途必要。
福祉有償運送	常滑市 社会福祉協議会 神明町3-35 市民交流センター内 ☎ 43-0660 FAX 43-0838	下記の①から③のいずれかに該当する方で、一人で公共交通機関(タクシーを含む)を利用することが困難な方を送迎します。 ①「要支援」または「要介護」の認定を受けている方 ②「身体障害者手帳」の交付を受けている方 ③その他肢体不自由、内部障がい、精神障がい、知的障がいの方 ※事前に申し込み・予約が必要です。	お問い合わせください。
車イス貸出し		2週間以内の短期貸出し	無料
介護用品支給事業		要介護2以上の方で、在宅で紙おむつを使用している方に対し支給します。 ※市の家族介護用品支給事業利用者は、対象外です。 ※施設に入所されている方は利用できません。病院は、紙おむつの持込が可能であればご利用いただけます。一度病院でご確認ください。	
日常生活自立支援事業		自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方、金銭や書類の管理に不安のある方の支援を行います。	お問い合わせください。

事業名	事業所名・連絡先	内容等	費用
地域見守りネットワーク事業	常滑市 社会福祉協議会 神明町3-35 市民交流センター内 ☎ 43-0660 FAX 43-0838	<p>認知症高齢者等が行方不明になった時に、社会福祉協議会に登録している地域サポーターへ、メール・LINE・FAXで行方不明者の情報を送信し、捜索協力をお願いをします。地域サポーターは普段の生活の中で、行方不明者について、なんらかの情報を得た場合、警察等へ連絡します。特別に捜索する必要はありません。</p> <p>【登録方法】</p> <p>1. メールの場合</p> <p>①新規メールを作成し、送信します。(以下のQRコードを読み込むか、宛先を入力してください。)</p>  <p>宛先 tkshakyo3-ent@pwa.e-msg.jp ・件名(タイトル)欄は空白のまま結構です。 ・本文に登録される方のお名前をフルネームで入力してください。 (例 とこなめ太郎)</p> <p>②1分以内に確認のメールが届きます。お名前を確認していただき、正しければ件名欄を変更せずにそのまま返信してください。 ③すぐに登録メールが届けば、登録完了です。</p> <p>2. LINEの場合</p> <p>①以下のQRコードを読み込み、友だち追加してください。</p>  <p>3. FAXの場合</p> <p>①会社等のFAXへ送信します。FAX登録票(社会福祉協議会にあります。)に連絡先等記入の上、FAXにて登録してください。</p>	受信時の通信料金

介護は一人で抱え込まないで！

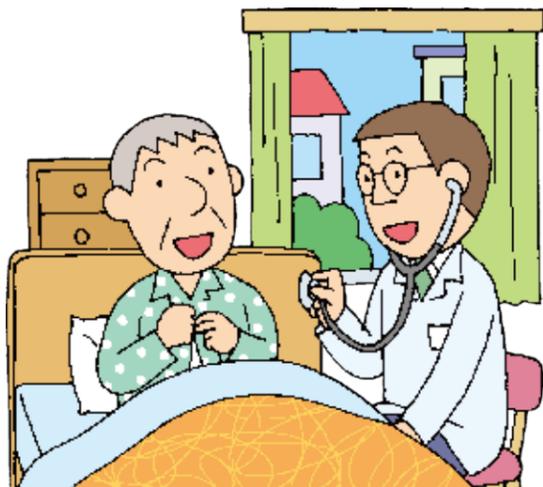
高齢者の介護は、考える以上に大変です。高齢者の虐待が増えていることの原因のひとつには、「介護者の心身の疲労」があります。ショートステイやデイサービスなど介護保険のサービスを利用し、介護者の心身のストレスを緩和することが必要です。

介護は長期にわたることも多く、家族だけでがんばっても限界があります。無理をせず、さまざまな制度やサービスを上手に利用して介護をしていきましょう。困ったときや悩んだときには、高齢者相談支援センターにご相談ください。

医療

かかりつけ医

病院に比べて小規模な診療所は、在宅医療のキーパーソンといわれる身近な「かかりつけ医」として適しています。日々の健康管理や療養指導だけでなく、必要に応じて高度な医療を提供する病院を紹介してくれます。また、在宅療養支援診療所として、通院が困難な人に対して「訪問診療」や「往診」を行っている診療所もあります。



訪問診療

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、医師が計画的、定期的に自宅を訪問して診療を行います。

往診

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、患者の希望や病状の急変などに対応し、不定期に自宅を訪問して診療を行います。

在宅医療のイメージ

在宅患者

医師による病状の診察や医療処置、薬の処方などのほか、看護師による診療の補助と療養上の世話、ホームヘルパーによる日常生活支援、理学療法士による機能回復リハビリなど、在宅で病院と変わらないような医療・介護サービスを受けることができます。

また、場合によっては歯科医師、薬剤師、栄養士などの訪問を受けることも可能です。

かかりつけ医

ふだん通院して受ける日常的な治療、健康管理を、自宅に訪問して行います。かかりつけ医や看護師、ホームヘルパーなどが協力して、住み慣れた場所での全人的なケアやサポートをします。

在宅患者の医療情報の共有・提供など、連携をとって治療・管理にあたります。

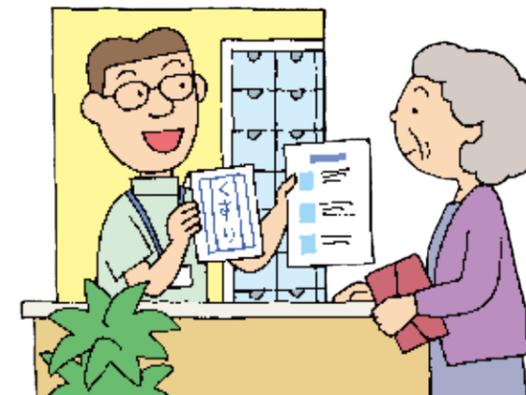
病院

症状が悪化して容体が急変したり、検査が必要になったときなど、必要に応じて専門の病院に入院（通院）し、医療を受けることができます。

かかりつけ薬局

薬局のなかでも、在宅で療養していて薬局に行くのが困難な人に対して、薬剤師が自宅を訪問して、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う体制（訪問薬剤管理指導）が整えられている薬局があります。

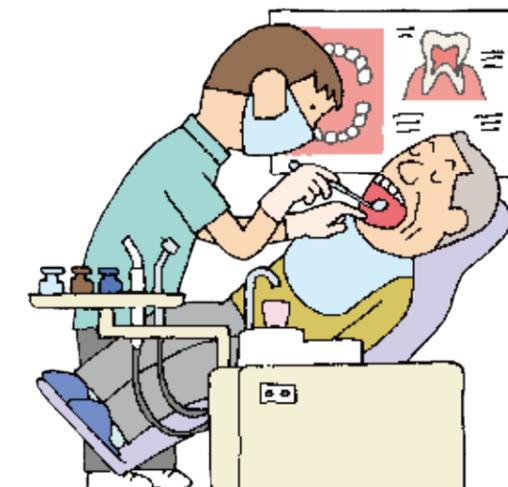
医療保険や介護保険によって利用できるもので、訪問による薬剤管理指導を希望する場合は、まずは「かかりつけ薬局」に相談してみましょう。



歯科医院

歯科医院のなかでも、在宅で療養していて通院が困難な人に対して、歯科医師が自宅を訪問して、治療や口腔衛生指導などを行う体制（歯科訪問診療）が整っている歯科医院があります。

医療保険や介護保険によって利用できるもので、訪問による歯科診療を希望する場合は、まずは「かかりつけ歯科医」に相談してみましょう。



患者本人や家族が管理できる治療法（在宅療法）

医療者がいない場合に、患者本人や家族だけで管理することが医療保険で認められている治療法もあります（在宅療法）。

呼吸補助療法

呼吸機能に障害がある場合に、呼吸の補助をする治療です。

- 在宅酸素療法
- 在宅人工呼吸療法
- 在宅陽圧呼吸療法* など

*マスクなどを使用して空気を送り込む呼吸補助療法

栄養補助療法

食事が困難な場合に、栄養を摂取するための療法です。

- 在宅中心静脈栄養療法
- 在宅成分栄養経管栄養法 など

排泄補助療法

自力で排尿、排便ができない場合、その補助を行います。

- 在宅自己導尿療法
- 持続導尿
- 人工肛門 など

補助腎臓療法

腎不全の場合、在宅での人工透析療法が認められています。

- 腹膜灌流（在宅自己腹膜灌流療法） など

在宅注射療法

特定の疾患で、一部の薬剤の在宅使用が認められています。

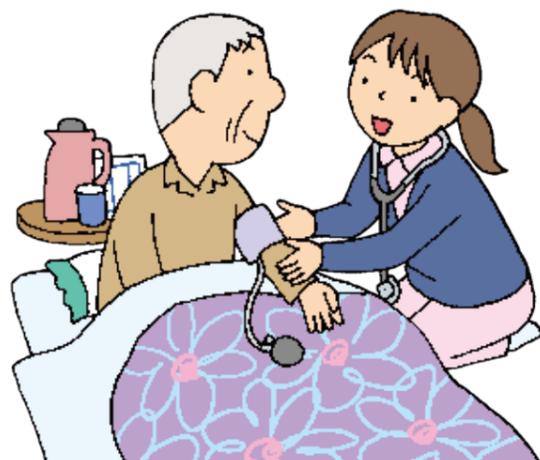
- 中心静脈栄養製剤
- インスリンなどのホルモン製剤
- モルヒネなどの鎮痛製剤 など

在宅生活を支える 看護

訪問看護ステーション

在宅で療養している人に対して、かかりつけ医（主治医）の指示にもとづいて、訪問看護ステーションから看護師が自宅を訪問し、病状の経過観察をはじめ、療養上の世話や診療の補助などを行います。

また、24時間365日対応が可能なので、かかりつけ医などと連携することで、病状の急変などに備えたサポート体制の充実に役立ちます。



ターミナルケア

がん末期などで余命がわずかになってしまった患者への終末期ケアのことです。住み慣れた自宅でのターミナルケアを希望する人や家族にとっても、訪問看護ステーションは大きな役割を担っています。

おもな訪問看護サービス

療養上のお世話	在宅での療養生活に必要なサポートとアドバイスをします。 ▶食事、排泄、入浴、洗髪、清拭や散髪など清潔上のケア、口腔ケア、褥瘡（床ずれ）のケア など
医療処置（治療上の看護）	かかりつけ医の指示のもと医療処置、治療効果や副作用の評価などを行います。 ▶点滴、注射、たんの吸引、吸入、経管栄養、カテーテル、ストーマ（人工肛門）、緩和ケア など
健康状態の評価	健康状態の確認と状態に応じたアドバイスと予防措置をとります。 ▶体温、脈拍、血圧、呼吸状態、酸素飽和度、病状などのチェックと評価 など
医療機器の管理	医療機器の具合や利用方法をチェックし、緊急時対応を含む指導をします。 ▶在宅酸素、人工呼吸器、持続点滴、膀胱カテーテル、ストーマ（人工肛門） など
リハビリテーション	療養環境に合わせたリハビリテーション上のアドバイスや指導をします。 ▶日常生活動作（ADL）の回復・維持・向上のための訓練、褥瘡（床ずれ）の予防、誤嚥の予防、関節の拘縮予防、合併症予防 など
認知症ケア	健康状態の観察や服薬の調整などにより生活機能の維持・向上を図ります。また、認知症への理解度を高め、周囲とコミュニケーションがスムーズにいくようにサポートします。
家族へのサポート・相談	在宅医療で起こりがちな家族の悩みや疑問などについて、よりよい方法などをアドバイスします。また、負担を軽減できるように、ホームヘルパー、ケアマネジャーなどとの連携を図ります。

在宅生活を支える人たち

かかりつけ医・病院医師



ふだんの訪問診療は、在宅療養支援診療所である近くの診療所のかかりつけ医が、状態が悪化して専門的な治療が必要になったときは病院の主治医が医療ケアを担当します。

かかりつけ医と病院の医師が連携することで、安心して医療を受けることができます。

ケアマネジャー

介護支援専門員ともいい、介護が必要になった場合、要介護者や家族からの相談を受け、ケアプランを作成したり、介護サービス事業者との調整などをしたりします。



看護師・保健師

医師の指示にもとづいた医療処置、血圧・体温・脈拍など健康状態の確認、入浴や排泄などの療養生活の支援、栄養指導、リハビリテーションなどを行います。



栄養士・管理栄養士

疾患、病状、栄養状態に適した栄養食事指導を行います。看護師やホームヘルパーと連携する場合や、栄養士が患者さんに対して直接栄養指導、食事の管理をすることもあります。

薬剤師

かかりつけ医などの指示に基づく処方せんの調剤、医薬品や衛生材料の供給、薬の飲み合わせなど薬歴管理、薬の効果などの説明、服薬指導、服薬状況と保管状況の確認などをします。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

麻痺など体に不自由がある場合、心身の機能の維持回復を目的に、拘縮予防や日常動作訓練などのリハビリテーションを行います。また、言語機能や聴覚に障害がある場合は、機能の維持・向上を目的に言語の訓練を行います。

歯科医師・歯科衛生士

口腔内の診察、虫歯・歯周病の治療、入れ歯の製作・調整、口腔内の清掃、誤嚥防止の指導・訓練など、訪問により継続的な口腔機能の維持、管理を行います。

ホームヘルパー

家事や炊事など身の回りの生活全般のサポートや身体介護など、日常生活の支援を行います。医療的な処置を行うことはできません。

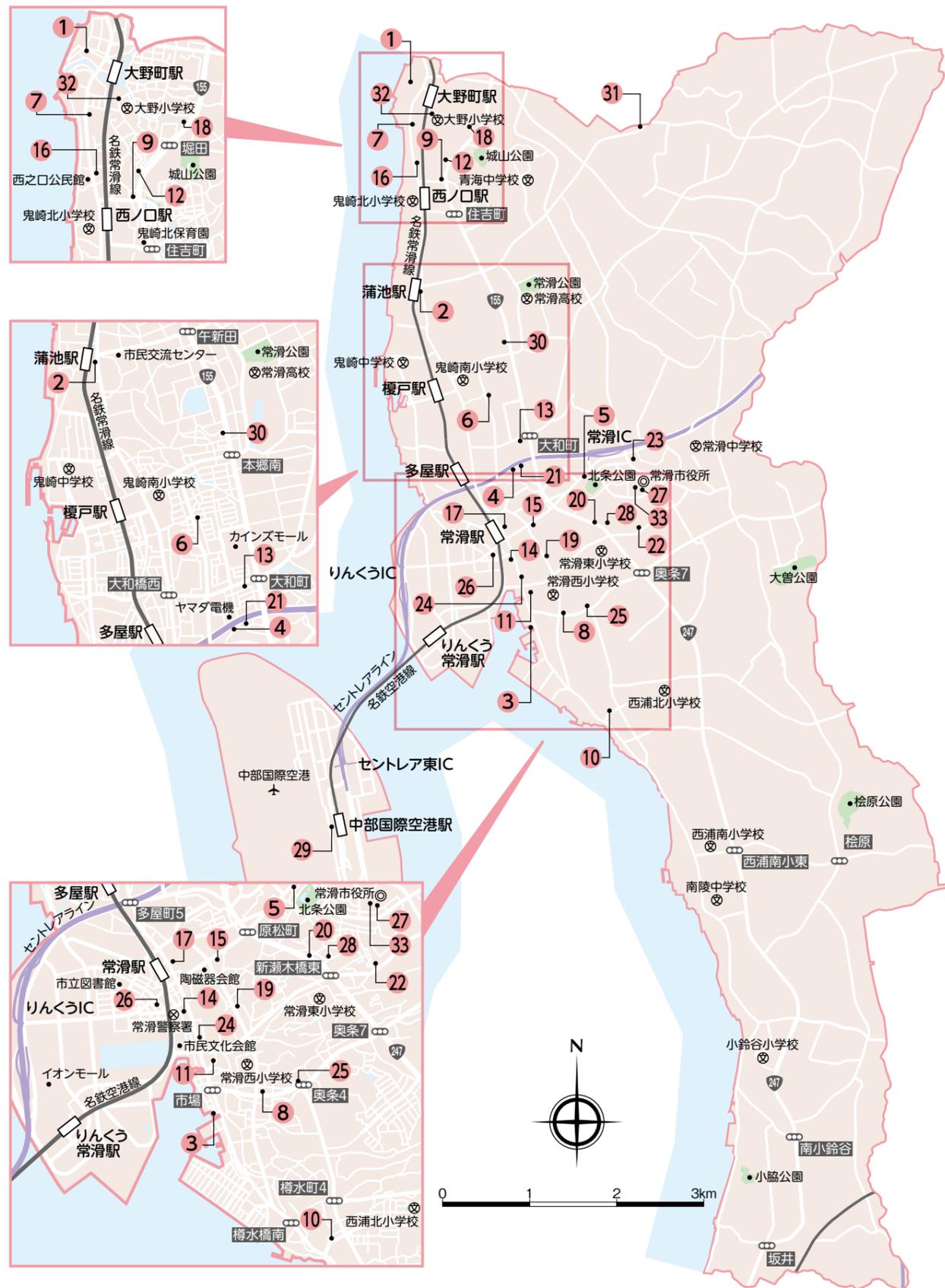


トコタンとことこ常滑ネット

在宅生活を支える人たちが、インターネットを通じて情報交換できるシステムを利用して、情報を共有し、在宅療養者が安心して療養生活を送れるよう支援します。



医療機関一覧



●診療所

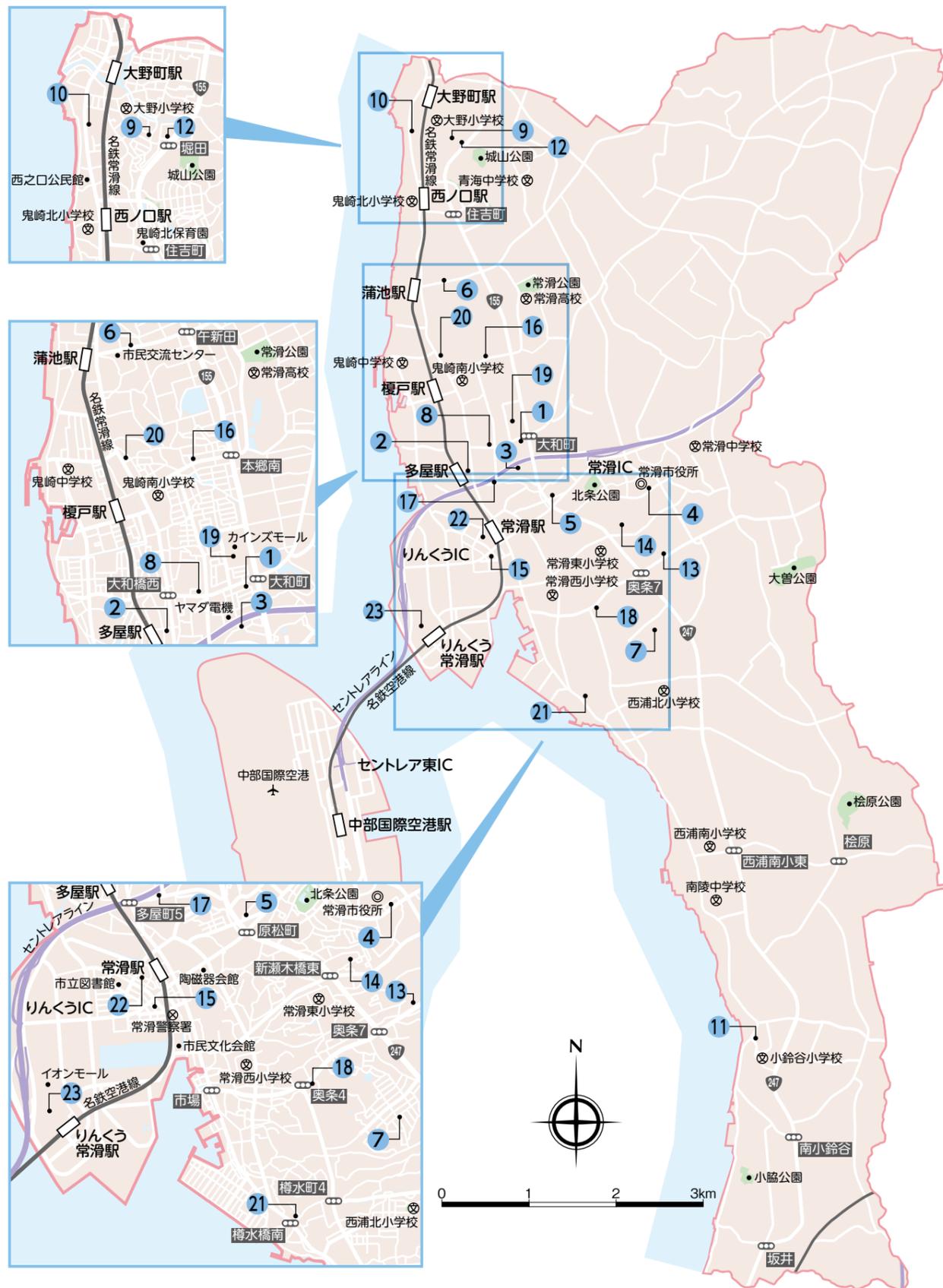
	医院名	住所	電話番号
1	伊紀医院	常滑市大野町4-39	43-5211
2	伊藤医院	常滑市新田町4-4	42-0332
3	伊藤クリニック	常滑市市場町1-45	35-2133
4	いのう皮フ科形成外科	常滑市錦町3-515	89-2215
5	内田眼科	常滑市飛香台1-3-2	36-1400
6	おおしまハートクリニック	常滑市虹の丘2-1	47-8109
7	加藤耳鼻咽喉科	常滑市大野町9-130	42-0007
8	河村内科	常滑市奥条2-81-2	36-1070
9	きほくクリニック	常滑市西之口10-73-3	43-3737
10	こいえ内科	常滑市塩田町5-145	34-8470
11	杉江医院	常滑市本町2-97	36-3003
12	整形外科いしいクリニック	常滑市西之口10-33-1	43-1033
13	鷹津内科・小児科	常滑市虹の丘7-10	34-6655
14	瀧田医院	常滑市栄町1-112	35-2041
15	瀧田医院分院	常滑市陶郷町1-8-1	36-2111
16	竹内内科小児科	常滑市西之口8-6	42-1183
17	たけだ内科クリニック	常滑市北条3-84	84-8683
18	たてやまクリニック	常滑市小倉町3-264	89-0166
19	常滑いきいきクリニック	常滑市陶郷町4-1	36-1122
20	常滑眼科クリニック	常滑市字折戸3-1	34-8899
21	とこなめ耳鼻咽喉科クリニック	常滑市錦町4-502	36-3341
22	とこなめ整形外科	常滑市字千代60-1	35-0022
23	とこなめ横井クリニック	常滑市飛香台4-1-7	35-7810
24	内科小児科須知医院	常滑市栄町6-155	35-2011
25	中村クリニック	常滑市奥条4-88	36-0063
26	西知多こころのクリニック	常滑市新開町3-137 ヤマキビル2F	36-1331
27	晴クリニック	常滑市飛香台7-2-5	34-7667
28	ひだ小児科医院	常滑市字乙田29-1	36-2800
29	藤田医科大学 中部国際空港診療所	常滑市セントレア1-1 旅客ターミナルビル2階	38-7050
30	本郷安富クリニック	常滑市本郷町1-407	42-3030
31	村川医院	常滑市矢田字戸井田22-1	42-2320
32	安富医院	常滑市大野町10-72	42-0026

●病院

33	常滑市民病院	常滑市飛香台3-3-3	35-3170
----	--------	-------------	---------

※訪問診療・往診については、かかりつけ医に相談してください。

歯科医院一覧



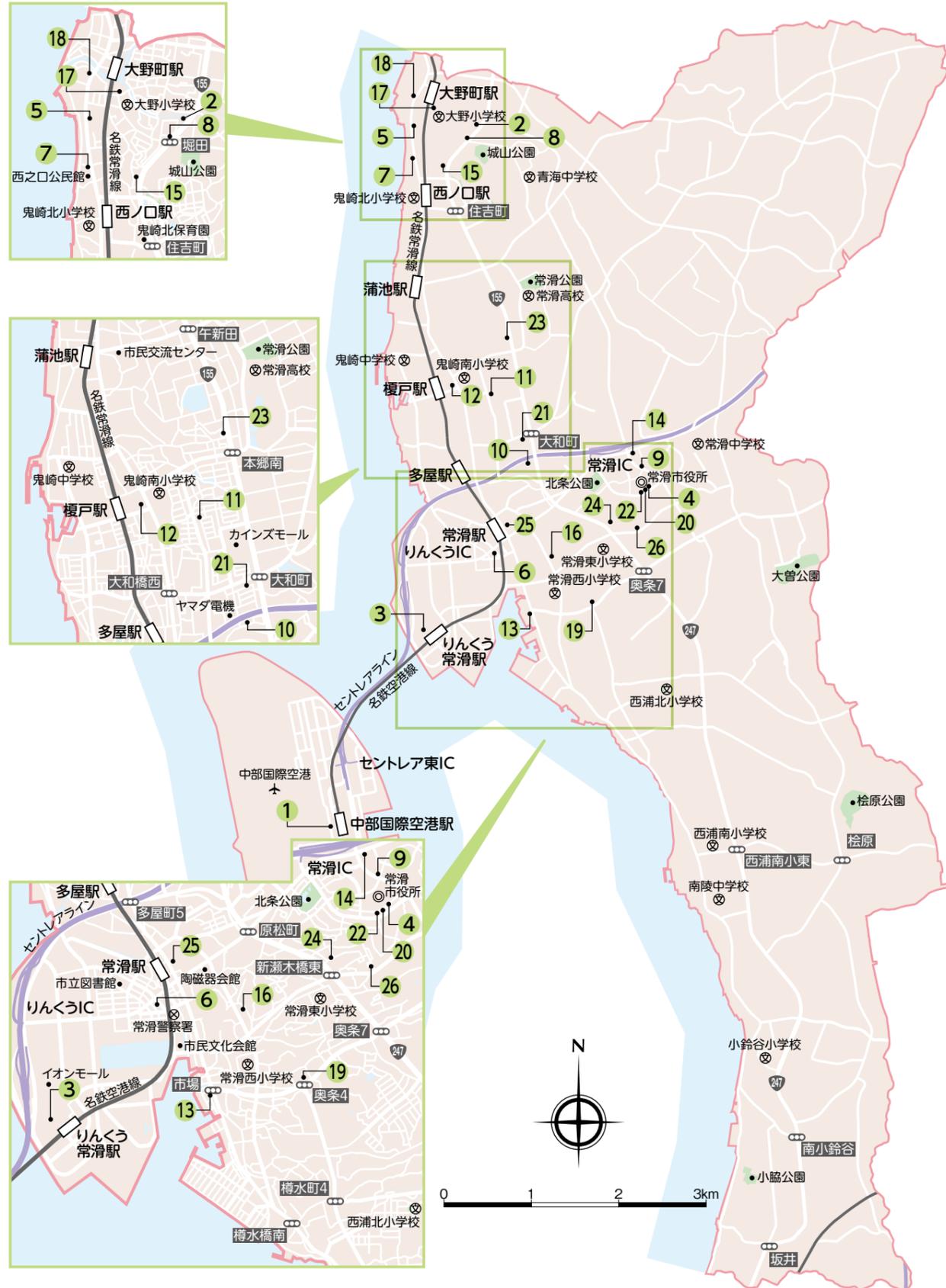
● 歯科医院

	医院名	住所	電話番号
1	医療法人真稜会 I Dental Clinic (アイデンタルクリニック)	常滑市虹の丘7-11	35-2119
2	相武歯科医院	常滑市多屋町5-15	35-2272
3	あいむ歯科クリニック	常滑市錦町4-510	47-5906
4	あすか台歯科クリニック	常滑市飛香台7-3-4	47-7717
5	医療法人あまかす歯科	常滑市字長間2-1	35-0464
6	飯嶋歯科医院	常滑市蒲池町6-116	43-5200
7	かじま歯科医院	常滑市かじま台1-228-2	36-3400
8	加藤歯科医院	常滑市大和町4-572	34-8011
9	金山歯科医院	常滑市西之口4-76-1	43-2796
10	久野歯科医院	常滑市西之口1-74	43-1124
11	こすがや歯科	常滑市大谷字道向114-4	37-2360
12	さか歯科クリニック	常滑市小倉町3-262	84-6480
13	榊原歯科医院	常滑市字社辺52-1	34-9580
14	セギ歯科医院	常滑市字古社32-3	34-7818
15	とこなめ歯科	常滑市新開町3-137 ヤマキビル202	35-9011
16	中村歯科医院	常滑市本郷町3-273	43-7077
17	ニシキ歯科	常滑市錦町3-500 関豊ビル2階	34-3335
18	はたなか歯科・口腔外科	常滑市奥栄町1-7-3	47-8241
19	みんなの歯医者さん	常滑市虹の丘3-152 カインズモール常滑1階	35-0418
20	村川歯科医院	常滑市榎戸町2-58	42-2940
21	森下歯科医院	常滑市樽水町3-300	34-6621
22	医療法人山川歯科	常滑市鯉江本町5-88	35-4875
23	りんくう歯科	常滑市りんくう町2-20-3 イオンモール常滑1階	84-0015

※訪問歯科診療については、かかりつけ医に相談してください。

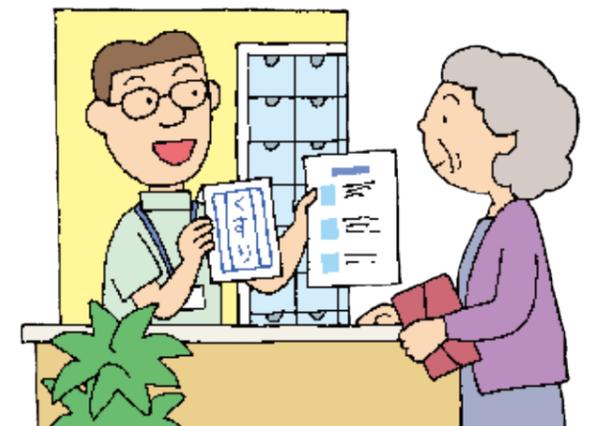


薬局一覧

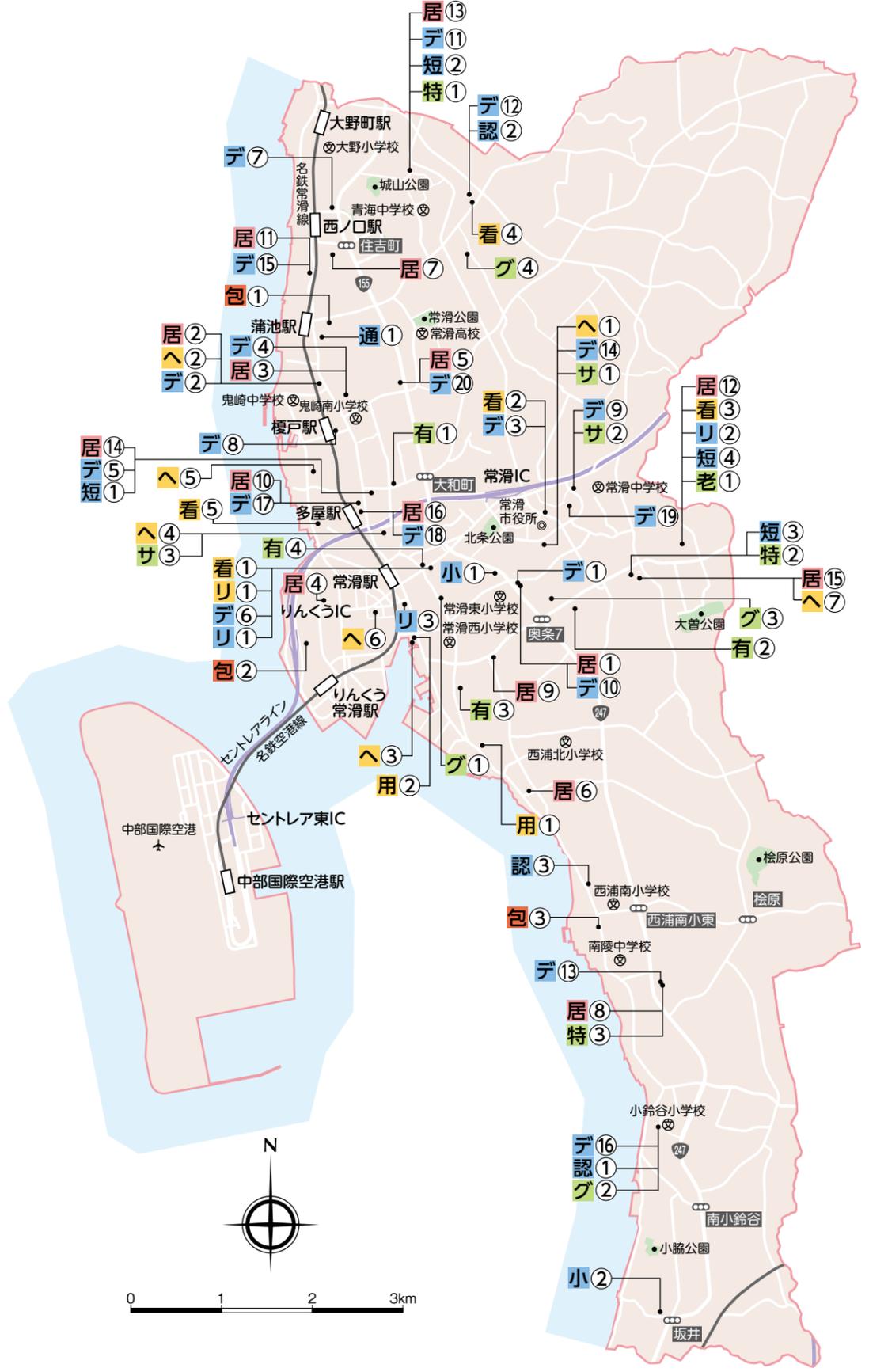


●薬局

	薬局名	住所	電話番号
1	アマノドラッグ セントレア店	常滑市セントレア1-1	38-0570
2	あるも薬局 小倉町店	常滑市小倉町3-283-2	89-7123
3	イオン薬局 イオンスタイル常滑	常滑市りんくう町2-20-3	35-9502
4	エイト薬局 あすか台	常滑市飛香台7-3-1	35-9031
5	エイト薬局 おおの店	常滑市西之口1-84-2	47-8862
6	キョーワ薬局 常滑店	常滑市新開町3-137 ヤマキビル1F	36-2888
7	くるみ調剤薬局 とこなめ店	常滑市西之口8-3-1	89-0070
8	くわやま調剤薬局	常滑市金山字堀田112-1	44-0903
9	ココカラファイン薬局 とこなめ店	常滑市飛香台4-13-11	35-9311
10	コスモス薬局多屋店	常滑市錦町4-501	35-0777
11	さざんか薬局	常滑市虹の丘2-1	47-9030
12	スギ薬局 榎戸店	常滑市明和町1-13	36-2101
13	スギ薬局 市場店	常滑市市場町1-20	34-8760
14	スギ薬局 常滑インター店	常滑市飛香台4-1-2	36-2126
15	スギ薬局 常滑北店	常滑市西之口10-55-1	84-0017
16	スギ薬局 常滑陶郷店	常滑市陶郷町4-1	36-1266
17	すみれ薬局	常滑市大野町10-33	43-6061
18	高須薬局	常滑市大野町7-40	42-1115
19	ドラッグ スギヤマ 奥条店	常滑市奥条4-98	34-5861
20	なの花薬局 常滑飛香台店	常滑市飛香台7-2-5 メディカルスクエア常滑1階	47-8853
21	にじの丘薬局 常滑	常滑市虹の丘7-13	47-5728
22	ふくしま調剤薬局	常滑市飛香台7-2-7	35-9036
23	まるえい調剤薬局 本郷店	常滑市本郷町1-411	44-0220
24	みんなの薬局 瀬木	常滑市字乙田29-11	36-3600
25	みんなの薬局 常滑駅前	常滑市北条3-85	47-7285
26	ワタリ調剤薬局常滑店	常滑市字千代61-18	34-7778



介護事業所一覧



● 居宅介護支援事業所

	事業所名	住所	電話番号
居①	赤い屋根居宅介護支援センター〔休止中〕	常滑市字古社6-49	-
居②	あぐりす居宅介護支援センターとこなめ	常滑市新田町5-64	43-2333
居③	アルトケアプランセンター常滑	常滑市榎戸町4-371	84-4141
居④	介護相談Care for one	常滑市新開町2-73 メゾンネプチューン203	47-5298
居⑤	居宅介護支援事業所 みんなのケアマネさん	常滑市本郷町3-297	47-8812
居⑥	ケアプランセンター暖	常滑市阿野町2-107	76-2371
居⑦	ケアプランせんが常滑	常滑市小林町2-84	84-1991
居⑧	ケアプランセンター南陵	常滑市刈屋字六本松127-3	47-5533
居⑨	ケアプランセンターみのり	常滑市奥栄町1-2-1 エステイタスTO1 103号	35-6801
居⑩	ケアリス介護支援センター	常滑市樽水町3-259-2	47-5666
居⑪	ゴールドプランセンター	常滑市小林町3-58-3	47-5407
居⑫	さざんかの丘指定居宅介護支援事業所	常滑市字大窯114-2	35-7586
居⑬	しろやま居宅介護支援事業所	常滑市金山字屋敷30-1	44-4688
居⑭	鷹津内科居宅介護支援事業所	常滑市森西町1-16	35-6686
居⑮	むらさき野苑居宅介護支援事業所	常滑市字長峰一ノ切21-10	35-0007
居⑯	夢の楽園 居宅介護支援事業所	常滑市多屋町1-264	35-7801

● 訪問介護（ヘルパー）

へ①	あっぱれ訪問介護ステーション	常滑市飛香台7-10-1	36-1612
へ②	あぐりす訪問介護センターとこなめ	常滑市新田町5-64	43-2333
へ③	特定非営利活動法人あかり訪問介護事業所	常滑市本町1-8	35-4189
へ④	ヘルパーステーションKOP常滑	常滑市北条1-105-2	36-1076
へ⑤	ヘルパーステーションケ・セラ・セラとこなめ	常滑市新浜町4-119-2 ライフハイツ102	36-0822
へ⑥	訪問介護サービスセンターLUCK	常滑市新開町4-91	34-2686
へ⑦	むらさき野苑ホームヘルプステーション	常滑市字長峰一ノ切21-10	35-6374

● 訪問看護

看①	瀧田医院分院	常滑市陶郷町1-8-1	36-2113
看②	常滑市民病院訪問看護ステーションさずな	常滑市飛香台6-5-3	34-6700
看③	訪問看護ステーションさざんかの丘	常滑市字大窯114-2	35-7586
看④	訪問看護ステーション みらい	常滑市金山字大曾37-1	44-1707
看⑤	めかぶ訪問看護ステーション	常滑市末広町3-54	35-4980

● 訪問リハビリテーション

リ①	瀧田医院分院	常滑市陶郷町1-8-1	35-5222
----	--------	-------------	---------

● 通所介護（デイサービス）

デ①	赤い屋根デイサービスセンター	常滑市字古社6-2	35-5255
デ②	あぐりすデイサービスセンターとこなめ	常滑市新田町5-64	43-2333
デ③	アルト介護センター飛香台	常滑市飛香台6-5-3	89-2882
デ④	アルト介護センターえみふる	常滑市榎戸町4-371	42-3881
デ⑤	海樾の郷デイサービスセンター	常滑市森西町1-16	35-6706
デ⑥	タキタシニアプラザ	常滑市陶郷町1-8-1	36-2113
デ⑦	デイサービスきほく	常滑市西之口10-73-1	43-8850
デ⑧	デイサービス さんらいふリハビリセンター	常滑市港町6-32	43-9906
デ⑨	デイサービスセンターきらく	常滑市飛香台5-2	47-7112
デ⑩	デイサービス みどりの屋根	常滑市字古社6-49	35-6800
デ⑪	デイしろやま	常滑市金山字屋敷30-1	44-4685
デ⑫	デイまえやま	常滑市金山字大曾110-1	43-3083
デ⑬	むらさき野苑南陵デイサービスセンター	常滑市刈屋字六本松127-1	35-6998

● 地域密着型通所介護（デイサービス）

デ⑭	あっぱれデイサービスセンター	常滑市飛香台7-10-1	36-1611
デ⑮	デイアソシエ	常滑市小林町3-58-3	47-5407
デ⑯	デイサービス 縁	常滑市大谷字道向96	36-7001

デ⑰	デイサービス 夢の楽園 多屋店	常滑市多屋町1-258	35-7800
デ⑱	デイサービス 夢の楽園 わくわく店	常滑市多屋町1-264	35-7802
デ⑲	デイハウス あすか	常滑市飛香台5-14-1	89-2211
デ⑳	みんなのデイサービス パタカラ	常滑市本郷町3-297	47-8827

●認知症対応型通所介護

認①	愛の家デイサービス常滑大谷	常滑市大谷字道向96	36-7230
認②	おいなあとこなめ	常滑市金山字大曾110-1	43-3082
認③	古場デイサービスセンター	常滑市古場町2-28	35-7098

●介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)

通①	リハビリデイサービスもみの木	常滑市神明町1-77-3	77-4410
----	----------------	--------------	---------

●通所リハビリテーション(デイケア)

リ①	タキタシニアプラザ	常滑市陶郷町1-8-1	35-5222
リ②	医療法人健幸会老人保健施設さざんかの丘	常滑市宇大窯114-2	35-7555
リ③	瀧田医院	常滑市栄町1-112	35-0668

●小規模多機能施設

小①	Joyスペース	常滑市千代ヶ丘5-67-7 ジョーワビル3F・4F	35-5115
小②	ひだまりの郷 とこなめ南陵	常滑市坂井字蛭沼67-1	37-0502

●短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

短①	海梶の郷ショートステイ	常滑市森西町1-16	35-6706
短②	介護老人福祉施設しろやま	常滑市金山字屋敷30-1	44-4680
短③	短期入所生活介護事業所むらさき野苑	常滑市宇長峰一ノ切17	35-6681
短④	医療法人健幸会老人保健施設さざんかの丘	常滑市宇大窯114-2	35-7555

●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

グ①	愛の家グループホームとこなめ	常滑市陶郷町2-134-2	36-1290
グ②	愛の家グループホーム常滑大谷	常滑市大谷字道向96	36-7230
グ③	愛の家グループホーム常滑社辺	常滑市宇社辺34-5	36-1717
グ④	前山ホームらく楽	常滑市金山字前田129	43-1466

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特①	介護老人福祉施設しろやま	常滑市金山字屋敷30-1	44-4680
特②	特別養護老人ホームむらさき野苑	常滑市宇長峰一ノ切17	35-6681

●地域密着型介護老人福祉施設

特③	特別養護老人ホーム ヴィラ南陵	常滑市苅屋字六本松127-3	35-0050
----	-----------------	----------------	---------

●介護老人保健施設

老①	医療法人健幸会老人保健施設さざんかの丘	常滑市宇大窯114-2	35-7555
----	---------------------	-------------	---------

●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

有①	介護付き有料老人ホーム海梶の郷	常滑市虹の丘5-115	47-5553
有②	介護付有料老人ホームセントレアライフ常滑	常滑市宇長峰三ノ切49-7	35-9377
有③	サンハートライフ常滑	常滑市山方町6-7-1	35-3393
有④	たきたやわらぎ邸	常滑市原松町5-88	36-1222

●サービス付き高齢者住宅

サ①	あっぱれ常滑	常滑市飛香台7-10-1	36-1616
サ②	きらく	常滑市飛香台5-2	47-7111
サ③	サービス付き高齢者住宅 常滑	常滑市北条1-105-2	36-1076

●福祉用具貸与・特定福祉用具販売

用①	エスライフ介護保険レンタルサービス	常滑市塩田町3-5	89-7570
用②	くらしのリーザ指定福祉用具貸与事業所	常滑市本町1-13	35-3858

●高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)

包①	とこなめ北部高齢者相談支援センター	常滑市神明町3-35	43-0662
包②	とこなめ中部高齢者相談支援センター	常滑市りんくう町2-20-3 イオンモール常滑1F	84-0270
包③	とこなめ南部高齢者相談支援センター	常滑市苅屋町1-58	34-7128

高齢者相談支援センター

高齢者相談支援センターは、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていくための支援を行う総合相談窓口です。

●介護予防や介護保険の利用を支援します

- 物忘れが気になる、足腰が弱ってきたなど状態に合わせた介護予防のお手伝いをします。
- デイサービスを利用したいなど、介護保険を利用するためのお手伝いをします。
- 要支援1・2と認定された方のケアプランを作成します。



●高齢者の権利や財産を守ります

- 認知症などで判断能力が低下している方の財産管理などのために、「成年後見制度」の利用を支援します。
- 高齢者の虐待が心配されるときは、早期発見、把握するために警察や行政と連携して対応します。
- 一人暮らしの高齢者などが、詐欺や悪質商法にだまされないように見守りを行います。

ご相談、お問い合わせは

名称	住所	電話・FAX	担当地区
とこなめ北部 高齢者相談支援センター	常滑市 神明町3-35 市民交流センター内	☎ 0569-43-0662 FAX 0569-43-0839	青海、鬼崎 中学校区
とこなめ中部 高齢者相談支援センター	常滑市 りんくう町2-20-3 イオンモール常滑1F	☎ 0569-84-0270 FAX 0569-84-0271	常滑中学校区
とこなめ南部 高齢者相談支援センター	常滑市 苅屋町1-58	☎ 0569-34-7128 FAX 0569-34-7070	南陵中学校区

常滑市 高齢介護課

〒479-8610 常滑市飛香台3-3-5

☎ 0569-47-6133

FAX 0569-34-7745



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。